

空き家

特集

“財産”を“問題”にしないために みんなで話そう 空き家の将来

空き家は適正な管理をすれば家族の財産や心安らぐ住まいになりますが、放置しておくとな子や孫世代、近隣住民のみなさんに迷惑をかけてしまうかもしれません。

家族が困らないように、また「危険な空き家」にしないために、大切なわが家の将来を家族で話し合ってみませんか？

知っておこう 空き家のリスク



【周囲に迷惑がかかる？】

空き家を放置しておく、草木が生い茂って隣家に入り込んだり、老朽化して壊れた瓦屋根や壁の一部が飛散して通行人や車に当たったりと、周囲に迷惑をかけてしまうかもしれません。中にはトラブルに発展してしまう場合もあります。

屋根や雨どいの劣化や破損

飛散の危険

こんなリスクがあります



塀の破損や傾き

倒壊の危険

雑草や植木の放置

害虫の発生

【所有者が分からないと…】

登記上の所有者が既に亡くなられている場合、法定相続人が相続権を受け継ぐことになるため、知らないうちに空き家の所有者になっている場合があります。登記上の所有者をそのままにしておくと、相続人の数が増え続け、相続登記をすることも困難になっていきます。そうなると誰が管理をするか分からなくなっていく、適正な管理がされず周囲に迷惑がかかることにつながってしまいます。

また、多市には大正から昭和の炭鉱時代に建てられた長屋があります。長屋を解体するためには各戸の所有者全員の同意が必要です。解体したくても一部の所有者が明らかにないとなつていないと取り壊すことができません。



近年、高齢化と核家族化の進行を背景として、全国的に増え続けている空き家。平成28年度に多市が行った実態調査によると、市内には762戸の空き家があります。